



一橋大学
HITOTSUBASHI UNIVERSITY

欧州における気候変動訴訟と企業

ビジネスと人権科学研究会報告

一橋大学大学院法学研究科教授 中西優美子

報告内容

- 背景
- 欧州における気候変動訴訟の概要
- 企業に対する訴訟
- 考察

背景

- 気候変動事象の顕在化
(異常気象の頻発: 洪水、山火事、砂漠化)
- 若者のデモの恒常化(毎週金曜日)
- 環境保護政党の支持拡大(国内レベル、EUレベル)
- 異常気象が地球温暖化の原因であることの認識の浸透

欧州における気候変動訴訟の概要

- オランダ
- フランス
- ドイツ
- EU司法裁判所
- 欧州人権裁判所

オランダ

- Urgenda I, II and III 事件

原告 Urgenda Foundation (環境保護NGO): 現代および将来世代の国民および外国人を代表

被告 オランダ国

NGOの原告適格は原則、認められる。

- ハーグ地方裁判所: 国家の注意義務
- ハーグ上級裁判所と最高裁判所: 国家の注意義務 > 人権: 欧州人権条約2条(生きる権利the right to life)および8条(私的生活の権利)

ハーグ地方裁判所 2015年6月24日判決

ハーグ上訴裁判所 2018年10月9日判決

最高裁判所 2019年12月20日判決

フランス 国家に対する訴訟(法治国)

- Grande Synthe事件

国務院(Conseil d'État) 2020年11月19日判決

(権限濫用に関する訴え)

国連気候変動枠組条約とパリ協定から義務の導出

- Siècle事件

パリ行政裁判所 2021年2月3日判決(国家責任)

Oxfam, Notre Affaire à tous など複数のNGOsが国に対して国家責任を求めた事件

民法典1246条 環境損害に責任のある者は修復する義務がある。1248条:訴訟適格

国家は気候変動対処義務の不遵守により環境損害を引き起こしたことを認定。フランス政府に2022年12月末までに修復し、さらなる悪化を防ぐよう義務づけ。

ドイツ

- ドイツ連邦憲法裁判所: 2021年3月24日判決
原告: 主に若者(なお、NGOも参加したが、原告適格は認めらず)
 - ドイツ基本法2条2項1文 生命の権利から国家の義務
 - 20a条 国家の目的規定
- 将来世代に対する責任
- 異時点間の自由の保障(intertemporal guarantees of freedom); 世代間の衡平(intergenerational equity)

EU司法裁判所

- 人々の気候事件(the People's climate case)と呼ばれるCarvalho事件およびその上訴事件において、一般裁判所も司法裁判所も原告適格を否定 (cf. EU運営条約263条)
- Case T-330/18 Carvalho v EP and Council, Order of 8 May 2019; ECLI:EU:T:2019:324; Case C-565/19 P Carvalho v EP and Council, Judgment of 25 March 2021; ECLI:EU:C:2021:252.

欧州人権裁判所

ポルトガルの若者6人(8歳から21歳)が33か国を相手に提訴(2020年9月3日)

Duarte Agostinho and Others v. Portugal and 32 Other States

係属中

気候変動訴訟と企業

- オランダ Shell事件

2021年5月26日 ハーグ地方裁判所判決

原告: Milieudefensie, Greenpeace, …7つの
NGO

+17379の個人

被告 Royal Dutch Shell

原告適格 NGOsの民法典3部305a条により集団
訴訟(class action) クリア

Shell事件

判決: 2030年末までに少なくとも2019年比で45%(ネット)CO2の削減すること (気候変動訴訟で企業の責任を認めた最初のケース)

法的根拠: 注意義務(民法から)

(unwritten standard of care in Book 6 section 162 Dutch Civil Code)

さまざまな原則や基準、コンセンサスを考慮、例えば、

- ①Shellグループの排出、
- ②オランダ及びWadden地方への影響、
- ③欧州人権条約2条「生きる権利」と8条「私的生活の権利」←Urgenda判決、
- ④国連の指導原則(UN guiding principles)

すべての企業は、人権を尊重しなければならず、その活動から生じる人権の実際のもたは潜在的なネガティブなインパクトを評価しなければならない。

- ⑤世界的なコンセンサス←パリ協定

- ・IPCC報告書、Oxford報告書などを参照。
- ・Scope1, 2, 3までの責任を認定。
- ・将来世代の利益も代弁。

Shell側

- ハーグ地方裁判所の判決に対し上訴することを決定 上訴2022年3月29日

Shell Chief Executive, Ben van Beurden

「一企業に対する判決は効果的ではない。エネルギーシステムを通じた根本的な変更をもたらす、明確で、野心的な政策が必要である。気候変動は、緊急の行動ならびにグローバル、協働的なアプローチを必要とし、すべての者の間の調整を奨励する挑戦である。」

訴訟戦略

- 弁護士Roger Coxが原告代表として参加
Revolution Justifiedの著者でもある。
Urgenda事件においても。また、他国における気
候訴訟を支援。

Cf. Jacqueline Peel and Rebekkah Markey-Towler, “Recipe for Success?”, German Law Journal (2021), 22, p. 1484, p. 1490.

Total事件

フランスの14の公共団体(collectivités)と5つのNGOが原告で、石油会社のTotalをナンテール裁判所に提訴(2020年1月28日)

(cf. Article L225-102-4 Code de commerce :

la loi 2017-399 du 27 mars 2017 sur le devoir de vigilance)

Totalは、訴訟の不適法性を争うが、

ナンテール裁判所は、訴訟の許容性を認める命令(ordonnance)を出す(2021年2月11日)。現在係属中。

Totalの注意義務(devoir de vigilance)違反を争う。注意義務は社会的責任に属する。

考察 最近の傾向

- オランダのShellの他、フランスのTotalに対する訴訟が起きている。これらの訴訟は始まりであり、終わりではない。今後、増加していくことは紛れもない事実。

気候変動対策に関して、国家の責任のみならず、企業の責任が追及され、裁判所で勝訴判決を得ていることは事実。また、裁判所が注意義務(duty of care)または人権といった規定から根拠づけを行っていることも共通している。

考察 裁判所の判決の可能性と問題点

- 裁判所間の間接的な対話が行われ、世界中において気候変動訴訟の原告勝訴判決に寄与している。
- 気候変動訴訟の難しいところは、

①原告適格

②法的根拠(どのように義務づけるか)

限界 事件はそれぞれ個別的なケース、立法機関でないこと。